笛吹市橋梁定期点検業務委託
特記仕様書

1　事業の概要及び目的

現在、笛吹市が管理している７３６橋梁（橋長２m以上で市道認定されている橋）において、今後急速に老朽化していくことが推測される。

これらの橋梁を有効活用及び維持管理するためには、笛吹市内の橋梁を点検、現状把握、及び要因のデータ収集することが必要である。そして、これらのデータを基に、各橋梁の健全度を数値的に表現し、笛吹市道を路線単位で評価することも必要と考えている。

以上のステップで得られたデータを基として、今後、予防的及び計画的な修繕計画を行ない、橋梁長寿命化を目指すと共に、橋梁を予防的及び計画的に修繕及び架替えを行うことで、ライフサイクルコストの縮減を計ることを目標とします。以上のことより、「笛吹市の安全な橋創り」を最終目標とします。

この様な現状を踏まえ、本業務は、笛吹市が管理する笛吹市内の橋梁を対象とした橋梁点検を実施し、損傷度を把握することにより、安全・円滑な交通の確保と効率的な維持修繕を図ると共に、笛吹市が策定する橋梁長寿命化修繕計画の基礎資料とすることを目的とする。また、これらの結果については、電子データベースとして保管をすることも目的の一つとする。

2　橋梁点検対象橋梁

橋梁定期点検対象橋梁　　３６橋

橋梁台帳については、笛吹市の管理する「橋梁簡易管理カルテシステム」を使用するものとする。また、電子データについては過年度点検時の成果品を使用するものとする。なお、一般図（平面図、側面図、断面図）については、データを作成し、損傷箇所についてもデータ管理を行うものとする。

3　適用について

受注者は本仕様書及び設計書に従い、関係法令を遵守し、この契約（約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。また、業務実施にあたっては、本仕様書のほか、関係指針等を適用するものとする。

適用図書

1)　笛吹市橋梁点検要領　平成２９年３月：笛吹市　建設部
2)　山梨県橋梁点検要領　令和元年７月：山梨県
3)　道路橋定期点検判定資料集　令和２年１１月：山梨県
4)　橋梁定期点検要領　令和６年７月：国土交通省 道路局 国道・技術課
5)　道路橋定期点検要領　令和６年３月：国土交通省 道路局

6)　道路橋示方書・同解説 Ⅴ耐震設計編，平成２４年３月：(社) 日本道路協会

なお、適用図書を追加・削除する場合は、監督員と協議を行うこと。

4　業務内容

1) 現地踏査

橋梁点検に先立ち現地踏査を行い、交通状況、沿道、路下状況及び橋梁変状の実態等について現地の状況を把握する。

業務に必要な調査および現地踏査を実施する場合は、事前に監督員に報告を行い現地に立ち入るものとする。また、作業等を行う段階では、近隣住民への事前周知を行うものとする。

なお、現地踏査終了後、速やかに橋梁点検実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書に記載する事項は以下の通りとする本業務の項目は、以下の通りとする。

1. 業務内容
2. 橋梁点検方法
3. 実施体制
4. 計画工程表
5. 連絡体制（緊急時含む）
6. その他監督員が必要と認めたもの

2)　定期点検調査

調査としては、橋面、桁、支承、伸縮装置、排水装置、橋台、橋脚などの部位について調査を行うものとする。

点検調査は、腐食、亀裂、ひびわれ（漏水、遊離石灰等）等の確認を行うものとする。

点検内容・評価要領等については、監督員と協議を行うものとする。

調査方法としては、支承及び橋座面等については、支承機能の確認・支承の腐食・漏水等の点検調査が必要と考えられるので、近接目視調査（対象部位までの距離 2m以内）が原則とする。その他の部位についても、可能な範囲で近接目視調査が望ましい。

しかし、有効幅員が狭く点検車での点検が危険な橋梁、または簡易な橋梁構造の橋梁の場合は、梯子等にて遠望目視調査（双眼鏡、ポールカメラ等）にて点検を実施するものとする。

なお、点検作業中に交通に危険を伴うような著しい損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告・立会を求め、協議を行う。

3) 損傷度診断・対策検討

定期点検結果を整理し、損傷度を「橋梁定期点検要領　平令和６年７月：国土交通省 道路局 国道・技術課」及び「道路橋定期点検要領　令和６年３月：国土交通省 道路局」に基づき診断し、「道路橋定期点検要領　令和６年３月：国土交通省 道路局」の調査表を作

成する。また、補修が必要な場合には対策工法及び概算工事費の算出を行う。

4）打ち合わせ計画

本業務では、4回程度、以下の事項について打ち合わせを行うものとする。

第1回：既存資料の貸与、現地踏査計画の確認

第2回：点検手法、点検実施計画の確認

第3回：定期点検結果報告

第4回：成果品内容確認

上記以外に電話、ＦＡＸ、及び電子メールを用いて内容確認等について頻繁に行い意思疎通を図ること。また、その他必要が生じた場合は、速やかに監督員に連絡し打ち合わせを行うこと。

なお､進捗状況については､随時報告を行うと共に実施報告の推移についても行うこと。

5）他機関との協議

現地調査に当たっては、砂防法、河川法、道路法、道路交通法、建設工事公衆災害防止対策要綱、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達に関する協定事項等を遵守し、諸官公署との調整を十分行うこと。また、地元との調整を密にとり、苦情等の発生を未然に防ぐよう努力すること。

6）取りまとめ

本業務は、橋梁点検業務を取りまとめるとともに、電子データ管理を目標とする。データ管理については、全国道路施設点検データベースへの登録及び笛吹市橋梁簡易管理カルテシステムに登録できるデータを作成すること。また、「橋梁台帳システム」に記載する橋梁位置データ緯度経度情報を取得すること（ＪＤＳ２０００準拠)。なお、データ管理の打ち合わせに際しては、監督員立会いの下行うこと。

7）　成果品

本業務の成果品として、以下のものを提出する。

・紙報告書（写真を含む）：Ａ４サイズ　１部
・電子報告書（ＣＤ－Ｒ等）：　一式
・原稿：一式（電子化して提出）
・写真集：一式（デジタルカメラの使用）
・橋梁収集電子データ：一式

5　業務履行期限

令和８年２月２７日

6　管理技術者及び担当技術者について

本業務の管理技術者および照査技術者は、以下のいずれかの資格を有することとする。

ア　技術士（総合技術管理部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

イ　技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

ウ　ＲＣＣＭ（鋼構造物及びコンクリート、又は、道路）

本業務の担当技術者は上記に示すア～ウのいずれかの資格を有する者が行い、１つの橋梁について点検から診断まで行うこととする。

7　交通誘導警備員について

橋梁点検車および高所作業車を使用する場合においては、点検区域内への一般車両の進入を防止するため危険防止柵を設置し、必要に応じ保安用の夜間照明設備を設置する等、十分な危険防止対策を施すこと。

また、点検区域内での車両の運行、及び歩行者の通行に際しては、必要に応じて専任の交通誘導警備員を設置し、通行の誘導、路面の補修に努める等、交通及び保安上十分な措置を講じること。

１）橋梁点検車および高所作業車を使用した点検にあたっては、「道路工事交通保安施設設置基準」（令和６年２月改訂）に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は監督員と協議するものとする。

２）交通管理を行う際には、道路工事交通保安施設設置基準Ａ型標準図またはＥ型標準図により交通誘導警備員及び保安施設を設置するものとする。また、交通整理は次の通り実施するものとする。なお、④の(1)から(3)に掲げる路線で当該業務を行う場合は、１級または２級の交通誘導警備業務検定合格警備員を、場所毎に１人以上配置すること。

また、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事協議書により別途協議することとする。

①　交通誘導の時間帯　８：００～１７：００　実労８時間（交代要員なし）を基本とする。

②　交通整理期間　橋梁点検車及び高所作業車を使用する期間で算定表により計２７人（１級または２級の交通誘導警備業務検定合格警備員５人）を想定している。

なお、施工条件に変更が生じた場合は監督員と協議するものとする。

③　「土木工事安全施工技術指針」ほか関係法令等を遵守のうえ施工すること。

④　警備員等の検定に関する規則第２条の規定に基づき、山梨県公安委員会が認定する主要路線はつぎのとおりである。

(1) 国道２０号　：　山梨県の全域　(2) 国道１３７号　：　山梨県の全域

(3) 国道１４０号　：　山梨県の全域

8　点検支援新技術の活用検討

１）　点検支援新技術の活用検討

本業務は、点検支援新技術（以下、「新技術」という。）の活用検討の対象業務である。

受注者は、現地踏査の上、新技術の活用を検討し、その検討結果を点検実施前に監督員に

提出するものとする。また、活用検討にあたっては以下を参照するものとする。

・ＮＥＴＩＳ（新技術情報提供システム）
・点検支援技術　性能カタログ（案）　令和２年６月　国土交通省
・その他（メーカーの新製品などで従来技術と比較してコストの縮減や点検業務の効率化等が期待される技術）

２） 点検支援新技術の活用

受注者は１．点検支援新技術の活用検討において、経済性や現場条件を考慮した上で実際に活用することが合理的であると判断した場合は、点検支援技術使用計画を作成した上で発注者に対し活用技術を協議するものとする。なお、新技術活用のプロセスや点検支援技術使用計画の記載要領等については、「新技術利用のガイドライン（案）　平成３１年２月　国土交通省」を参考とすること。

なお、本業務において新技術の活用をすることになった場合は、監督員との協議の上、設計変更の対象とすることができる。

9　その他

1）本業務に関する事項については機密を厳守し，無断で第三者に漏らしてはならない。

受託者は，業務を遂行する上で疑義が生じた場合は，監督員と協議を行うものとする。